

設立趣旨書

特定非営利活動法人子どもセンターぬっく

設立代表者 森 本 志 磨 子

1 趣旨

私たちは、仕事や活動の中で、貧困、虐待、非行など、さまざまな事情により、家に居場所がなく、あるいは帰る家そのものがなくて、今日寝るところがない、という子どもたちとたくさん出会ってきました。

非行により少年院送致になったが、その後、仮退院先がなく、退院すべき時期に退院できずにいる子ども。家賃滞納や住込就労先の退職等により帰る家そのものがなくなり、インターネット等で寝泊まりできる場を探し、性被害に遭ったり、薬物に手を出したりする子ども。帰る家はあっても、バイオ代を搾取され、心ない暴言を受け続け、あるいは存在を無視している子ども。

特に大阪は、貧困率や非行率が極めて高く、親族やその他頼れる人間関係がなくて孤立している家庭環境や、繁華街に性風俗店が軒を揃え、容易に性風俗に取り込まれやすい社会環境など、子どもたちを取り巻く家庭や社会環境は劣悪な状況にあります。

このような居場所のない10代後半の子どもたちへの対応は、児童福祉法上は、児童相談所を中心となって対応することとなっていますが、虐待数の急増、人員不足、恒常的な一時保護所の定員超過等により十分な対応が難しい現実があります。また、児童相談所が認知していないものの、中卒や高校を中退等していて、職も見つからない場合やそもそも18歳以上となり児童相談所の支援対象から外れている場合などで、ケアや支援を必要とする子どもでありながら、制度のはざまに落ち込み、行き場も居場所もない子どもが、現実にたくさん存在しています。

私たちは、10代後半の居場所のない子どもたちに「よく頑張って生きてきたね。」「生きていいいいんだよ。」というメッセージを身をもって伝えながら、子どもたちが、将来への希望をもって、自分の力で人生を歩むきっかけを作りたい、誰からも認知されることなく人知れずこの世を去っていく子どもたちを少しでも減らしていきたい、との思いから、子どもシェルターを設立することにいたしました。

子どもシェルターの設立と持続的な運営により社会的な責任を果たし、その信頼性を高めるため、特定非営利活動法人として法人格を取得し、特定非営利活動法人子どもセンターぬっくを設立します。

2 申請に至るまでの経過

平成26年5月 大阪市内等の弁護士やNPO関係者が集まり、子どもシェルターに関する勉強会を開催

その後、定期的に勉強会や設立準備会を開催

平成26年10月 特定非営利活動法人を設立し、シェルターの設置を行う方針を確認

平成27年5月30日 特定非営利活動法人子どもセンターぬっく設立総会を開催